



みどりとまちが調和した安全・安心のまち

「まちづくり目標5」を達成するための柱

1節 | 安全・安心に暮らせるまちづくり

現状・課題

(1) 災害に対する意識の高まり

【現状】

- ①防災計画に基づく避難訓練などの実施により、実践を通し災害に対する意識も高まっています。
- ②災害時要援護者名簿を作成し、町社会福祉協議会および民生委員・児童委員へ貸与名簿を提供し、障がい者（児）・高齢者の安全・安心の確保に向け取り組んでいます。
- ③度重なる自然災害においては、物理的なハード面だけの対応では限界があることが示されています。

【課題】

- ①各地域が主体的に取り組むための拠り所となる自主防災組織の立ち上げが求められています。
- ②安全で安心なまちづくりを進める上では、ハード面だけでなく、ソフト面も重視した減災の視点を持った取り組みが求められています。

(2) 防犯体制の充実

【現状】

- ①都市化や生活スタイルの変化などもあり、日常生活の中での安全・安心に暮らせる環境づくりは、以前にも増して地域主体の取り組みが重要となっています。

【課題】

- ①これまで以上に各自治会や各種団体の連携の強化、担い手の継続的な支援が求められています。

施策の展開

施策の展開 防災体制の強化と推進

(1)

担当課 総務課、保健福祉課

- ①南風原町地域防災計画に基づく総合的・体系的な防災施策を推進し、適時、社会状況を踏まえた見直しを行います。
- ②地域及び学校等における避難訓練等を通し、防災意識の向上を継続的・実践的に推進するため、自主防災組織の設立への取り組みを進めます。

- ③災害時における避難誘導をはじめ、避難所での高齢者や有病者、子どもへの対応など、平時より点検・調査研究を進め、行政と町民の役割分担や支援する側の潜在的な人的資源の活用など、災害時に速やかに対応できる環境づくりに取り組みます。

施策の展開 地域と協働した防犯・安全体制の確立と推進

(2)

担当課 総務課、まちづくり振興課

- ①防犯灯や交通安全施設の設置など、地域における安全・安心な環境基盤づくりを地域と協働し取り組みます。
- ②各自治会や各種団体との継続的な連携によるマンパワーの確保と育成を図ります。

施策の展開 減災のまちづくりへの取り組み

(3)

担当課 総務課、まちづくり振興課

- ①防災・防犯への取り組みは、普段の地域活動の蓄積や経験が基本となることから、ハードとソフト両面の視点によるまちづくりの調査・研究を進め、関連施策との連携を図ります。
- ②日常的な公園利用や散策ルートなどが、災害時の避難場所や避難ルートになるような災害・非常時に有効に機能するまちづくりに努めます。

重点事業

- ◎自主防災組織と地域防災リーダー育成事業
- ◎災害時要援護者の情報把握及び支援体制づくり推進事業
- ◎安全・安心な地域環境づくり推進事業

5年後（平成33年度）の目標値

指標名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
自主防災・防犯組織設立数	0団体	5団体
地域・学校における防災訓練回数	10回	11回
災害に強いまちづくりに関する取り組みへの町民満足度	35%	55%

2節 | 快適で文化的に暮らせるまちづくり

現状・課題

(1) 緑地保全への対応と身近な公園整備

【現状】

- ①「都市計画マスタープラン」等に基づき、丘陵地の緑地保全や公園整備を進めています。

【課題】

- ①都市化の進展が著しい中、三大森（新川森、黄金森、高津嘉山）に代表される丘陵地の緑地保全はこれまで以上に実効性のある取り組みが求められています。
- ②日常生活に身近な公園整備については、子育て環境の質の向上の観点からも継続的な対応が求められています。

(2) 水と緑の連携

【現状】

- ①丘陵緑地と市街地を流れる河川は、本町の今後のまちづくりの基盤をなす資源です。

【課題】

- ①本町の資源を活かし、水と緑の連携したまちづくりへの利活用のあり方が求められています。
- ②河川環境については、親水化の整備が行われているなど、貴重な財産であることから、町民がより河川に親しむ環境づくりが求められています。

(3) 個性を活かした景観づくり

【現状】

- ①「本部カンナの会」など緑化に関わる主体的な地域活動も活発化しています。

【課題】

- ①昨今のまちづくりや地域活性化の観点から、緑化を含む景観づくりは重要なポイントとなっており、本町においても町民と協働による景観形成が求められています。

(4) 都市と農村の共存

【現状】

- ①都市と農村が共存する本町は、那覇市近郊である立地性や交通の利便性から、依然として都市的土地利用のニーズがあります。

【課題】

- ①土地利用については、本町の特長である都市と農村のバランスに配慮しつつ、産業振興や地域活性化につながるきめ細かな対応が求められています。

(5)都市基盤の充実

【現状】

- ①地域の下水処理については、公共下水道事業及び農業集落排水事業などにより、計画的に整備を継続しています。
- ②既存集落においては、生活道路が狭隘^{きょうあい}であり宅地への車でのアクセスが厳しい地域がみられます。

【課題】

- ①今後は、「沖縄汚水再生ちゅら水プラン（沖縄県下水道等整備構想）」を踏まえ、長期的な対応が求められています。
- ②既存集落における宅地への車によるアクセス向上が求められています。

施策の展開

施策の展開 緑地の保全

(1)

担当課 まちづくり振興課、都市整備課、産業振興課

- ①民有地の丘陵緑地については、都市的土地利用への転用が可能であり、災害・景観等の面から、今後は保全地区の指定を含めきめ細かな保全策のあり方を検討します。
- ②荒廃地及び丘陵地の緑化等による質の向上など、緑地の保全と整備（緑道整備等）に取り組みます。

施策の展開 公園・広場の整備

(2)

担当課 都市整備課、まちづくり振興課、こども課

- ①公園整備については、人口増加に伴い子育て環境や身近な生活環境の面からも地区内の小規模公園・広場の整備を検討します。
- ②新たな公園・広場の整備や維持管理にあたっては、町民との協働による取り組みを推進します。

施策の展開 水辺空間の保全・活用及び水と緑のネットワーク

(3)

担当課 都市整備課、住民環境課、まちづくり振興課

- ①南風原ダム等のため池や河川等の水辺空間の保全・活用のあり方について、検討します。
- ②貴重な資源である河川環境改善のため、町民の意識高揚を図るとともに、関係市町及び団体等と連携して水質浄化に取り組めます。
- ③都市の中における貴重な資源である水辺空間は、周辺環境も含め自然観察や虫・とんぼ等の生育環境の回復への取り組みなど、保全・活用に努めます。
- ④親水護岸や広場、河川沿いの緑道の整備を図るとともに、街路樹が整備された幹線道路

やかすりロードなど、これまでのストックの利活用について評価・分析を行います。

- ⑤評価・分析を基に、点や線として整備されてきた基盤をネットワーク化し、景観づくりや健康づくりなど多様な波及効果のある施策づくりに努め、利活用に向けて町民との情報共有を図ります。

施策の展開 個性ある美しい住環境の保全・創出

(4)

担当課 まちづくり振興課、区画下水道課、都市整備課

- ①景観づくりの指針となる景観計画を策定します。
- ②道路管理協定等による町民及び各種団体と行政との役割分担、支援のあり方など、協働によるまちづくりに向けた取り組みの充実・強化を図ります。
- ③緑化推進のための助成制度の発展的な利活用に努めます。
- ④生活に密接に関係する生活道路については、^{きょうがい}狭隘道路のアクセス性向上等のハード的に対応する面と、ブロック塀の生垣化などソフト面も含めたきめの細かい対応のあり方を検討します。
- ⑤道路等の公共事業の導入に際しては、高木の植栽に努め、緑陰のあるまちづくりを図ります。
- ⑥津嘉山北地区については、引き続き土地区画整理事業を推進し、地区計画に基づき、快適で利便性の高い良好な市街地環境の形成を図ります。

施策の展開 都市と農村の調和

(5)

担当課 まちづくり振興課、産業振興課、企画財政課、都市整備課

- ①喜屋武・本部・照屋などの既存集落地域の市街化区域への編入に向けての取り組みを進めます。
- ②地域の独自性やオリジナリティのあるまちづくりをめざし、地区毎の土地利用のあり方について、地元と協働で取り組みます。
- ③那覇空港自動車道南北IC周辺地区など、広域交通の都市基盤を活かした土地利用のあり方について、関係者と連携し、取り組みを促進します。

施策の展開 下水道整備の促進

(6)

担当課 区画下水道課、住民環境課

- ①公共下水道（汚水）は、土地区画整理事業や道路整備事業等の基盤整備と連携し整備を行い、あわせて人口集中区域の整備を推進します。
- ②公共下水道（雨水）は、土地区画整理事業と連携を図りながら整備を行い、さらに浸水地域について重点的に整備を推進します。
- ③今後、町内や河川上流域の近隣市町における個別開発の進展等に対し、中長期の総合的な排水計画の必要性について、関係自治体との連携に努めます。

- ④下水道（污水）が整備された区域内の各事業所・家庭からの汚水処理については、下水道への接続促進に取り組みます。
- ⑤地域特性を考慮し、合併浄化槽の設置、浄化槽の適切な維持管理の取り組みを進めます。



！重点事業

- ◎都市計画マスタープランの見直し
- ◎景観計画の策定
- ◎市街化区域編入の検討
- ◎水と緑のネットワークの推進
- ◎公共下水道事業

★ 5年後（平成 33 年度）の目標値

指 標 名	現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
公園や緑地の保全や充実に関する取り組みへの満足度	44%	50%
緑化に関する助成制度活用団体数	8 団体	10 団体
下水道計画面積整備率（整備区域/全体計画区域）	49%	64%



3節 | 利便性のよい魅力あるまちづくり

現状・課題

(1) 道路交通網の充実

【現状】

- ①交通の要衝地である本町は、広域幹線が充実しつつあります。

【課題】

- ①今後は、町内の生活幹線道路との効果的な交通網の結節により、生活の利便性をより一層充実させることが求められています。

(2) 公共交通の可能性に対する機運の高まり

【現状】

- ①自動車交通の利便性が向上する一方で、高齢者等の交通弱者の移動の確保やCO₂削減による環境負荷の低減など、近年、公共交通に期待する機運の高まりがあります。

【課題】

- ①関係者との連携による公共交通のあり方について、幅広い話し合いの場を確保し、検討することが求められています。

(3) 公共空間における安全性の確保

【現状】

- ①多くの方が利用する役場庁舎や学校等をはじめとする公共施設においては、施設のバリアフリー化による利用者の利便性の向上に取り組んでいます。

【課題】

- ①歩行者空間をはじめとする公共空間におけるバリアフリーやユニバーサルデザインによる快適で安全性が確保された空間づくりが求められています。

施策の展開

施策の展開 広域交通幹線軸と連携した町内道路交通ネットワークの整備

(1)

担当課 まちづくり振興課、都市整備課、企画財政課、総務課

- ①広域幹線道路と生活幹線道路との効果的な結節による生活の利便性の向上を図ります。
- ②交通事故の多発する危険箇所については、町民とともに情報把握に努め、関係機関と連携し、危険除去に向けた取り組みを図ります。
- ③自動車交通のみならず、自転車道などスポーツレクリエーションの面からの道路整備のあり方についても検討します。
- ④道路整備による利便性の向上を周辺まちづくりへ波及させるための調査・研究に取組みます。

施策の展開 公共交通の利便性の向上

(2)

担当課 まちづくり振興課、総務課、都市整備課、企画財政課

- ①高齢社会への対応や効果的なまちづくりなど、多様な視点から公共交通のあり方について検討します。
- ②町内の路線バスのあり方については、当該事業者との連携を図り、バス停の位置、路線ルートなど、最善の運行形態のあり方について検討します。
- ③L R T等の広域的な連携を必要とする公共交通のあり方については、県や近隣市町との連携を図り検討します。

施策の展開 公共施設等のユニバーサルデザインの推進

(3)

担当課 まちづくり振興課、都市整備課

- ①歩道等公的空間や公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。
- ②通学路等の歩行者優先の道路整備については、保護者や周辺地域住民との協働による実態調査なども踏まえ、沿道沿いの景観づくりや防犯面など、多様な視点で検討します。

重点事業

◎町道改良事業

◎公共交通の整備検討

5年後（平成33年度）の目標値

指標名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
町道改良率（改良済延長/総延長）	69%	71%
歩道幅や公的施設のバリアフリーへの取り組みへの町民満足度	26%	33%



環境と共生する美しく住みよいまち

「まちづくり目標6」を達成するための柱

1 節 | 環境への取り組み

現状・課題

(1) 循環型社会に向けた取り組みの充実

【現状】

- ①本町におけるごみの年間総排出量（H26年）は、この10年間の人口の増加にあわせて増加傾向にあるものの、一人一日あたりの排出量で換算すると減少しています。
- ②ごみの減量化及び資源化については、生ごみ処理機の購入助成をはじめ、ごみの分別及び5R運動の啓発活動に取り組んでいます。
- ③循環型社会のモデル事業として「はえばるリサイクルループ」を実施しています。

【課題】

- ①「循環型社会」の構築については、町民の意識を高めることが重要であり、継続した啓発活動等を行うことが必要となっています。

(2) 公害・環境衛生等への対応

【現状】

- ①悪臭、騒音、ハブ、害虫等の問題については、適宜、対応・指導を行っています。
- ②不法投棄については、看板設置やパトロールを実施し、生活環境の維持に努めています。

【課題】

- ①公害や不法投棄、環境衛生への対応については、町民の生活環境を守るために引き続き適切な対応が求められています。

(3) 環境問題への対応

【現状】

- ①地球温暖化による気温の上昇により、台風の大型化や集中豪雨など異常気象が発生すると言われており、これら環境問題についても生活に身近な問題となっています。

【課題】

- ①環境問題については、町民の環境に関する意識を高め、みんなが実践できる地道な取り組みを行うことが求められています。

施策の展開

施策の展開 ごみの減量化に向けた取り組みの推進

(1)

担当課 住民環境課

- ①5R活動をはじめとする、ごみの減量化・リサイクル・分別徹底などの啓発活動を推進するとともに、ごみの資源化率を向上させるための取り組みを行います。

- ②事業所へのごみの分別及び減量化、資源化に関する指導に努めます。
- ③小中学校の児童・生徒をはじめ、広く町民全体に対して環境学習を推進します。
- ④小中学校をはじめ、公共施設におけるごみの減量化、資源化への取り組みを推進します。

施策の展開 行政・町民等との連携による循環型社会の構築

(2)

担当課 住民環境課

- ①本町の循環型社会のモデル事業として取り組んでいる「はえばるリサイクルループ」については、町民・事業者・行政の協働により推進します。

施策の展開 公害及び環境衛生等の対策

(3)

担当課 住民環境課

- ①悪臭、騒音などの公害対策については、改善に向けた指導に努めます。
- ②野犬、ハブ、害虫等の対策については、適宜捕獲、駆除等の対応に努めます。
- ③不法投棄の防止については、関係機関と連携した広報活動、巡回パトロールなど防止活動を強化します。

施策の展開 環境保全の啓発と活動の推進

(4)

担当課 住民環境課、総務課、企画財政課、産業振興課、学校教育課

- ①環境保全に関する環境学習の開催や情報提供、イベント開催など、多様な手法による啓発活動の推進に努めます。
- ②各町立学校との連携を密にして、省エネルギー対策活動（フィフティ・フィフティ※等）の推進に努めます。
- ③家庭や事業所で実践できる環境保全の取り組みについて、情報提供に努めます。

！重点事業

- ◎ごみ減量化推進事業
- ◎住み良い住環境をめざした循環型社会促進事業
- ◎環境保全啓発事業

★5年後（平成33年度）の目標値

指標名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
ごみ減量化 一人一日あたりごみ排出量（資源ごみを除く）	408g（H26年度）	402g
環境学習の開催数	50回	53回

【用語の解説】

※フィフティ・フィフティ：学校で省エネ活動を行い、節減できた光熱水費の半分を町の財政に戻すのではなく、その学校に還元する仕組みです。